

与那原日の出園デイサービスセンター

運営規程

社会福祉法人 「南島会」

与那原日の出園 デイサービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人南島会（以下「法人」という。）が開設する与那原日の出園指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活指導及び看護師、准看護師等の「看護職員」、機能訓練指導員、介護職員（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 与那原日の出園デイサービスセンター
- 二 所在地 島尻郡与那原町字与那原3782番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
 - ・管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- 二 介護予防通所介護従事者
 - 生活相談員 1名以上
 - 介護職員 3名以上
 - 看護職員 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

通所介護従事者は、指定通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年始（1月1日～1月3日）は除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分（延長サービス時、午後8時30分）までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分（延長サービス時、午後7時45分までとする）。

(定員)

第6条 1日に通所介護のサービスを提供する利用定員は、25人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを行うものとする。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体的清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他の必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的サービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養（養護）

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移動動作の介助
- イ. 送迎

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(指定通所介護の利用料等について)

第8条 指定通所介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2. 利用者の選択により、第10条通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して行う通所介護に要した送迎費用については、利用者の同意を得てから1回につき次の額を利用者から受ける。

ア. 通常の事業実施地域の境界線から1km当たり100円として計算した額

3. **利用者が負担する食事代は、重要事項説明書の通りとする。**

4. おむつ代その他通所介護の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

5. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。又、当該事業所はその利用料を受領した場合は直ちにその内容等を明記した領収書を利用者に対し発行するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 通所介護従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の症状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 指定通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、通所介護従事者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、与那原町、南城市、南風原町、西原町とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持するため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

3. デイサービスセンターの運営規程の概要、職員の勤務体制、サービス内容を見やすい場所に掲示

する。

4. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。
5. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。
6. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
7. 通所介護従事者は、社会的使命を充分認識し、質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け事業体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上
8. 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。

(身体拘束について)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、利用者の主治医及び看護師、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合は当施設の看護師、管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置をこうするものとする。

- ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ②利用者及びその他家族からの苦情処理体制の整備
- ③その他虐待防止の為に必要な措置

- 2 当施設は、通所介護提供中に当該事業所又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(認知症ケアについて)

第14条 その他利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、更に利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。また、認知症利用者のケアについて定期的に職員研修を行い、利用者がよりよい生活を営めるよう努力します。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 利用者は、指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 共用の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(その他)

第17条 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 南島会と与那原日の出園デイサービスセンター 管理者との協議に基づき定めるものとする。

(附則)

この規程は平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成14年4月19日から施行する。

(附則)

この規程は平成17年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成18年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成19年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成20年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年11月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成23年1月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成23年8月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成23年9月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成24年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成24年7月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成25年2月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成26年7月1日から施行する。

(附則)

この規定は平成26年8月1日から施行する。

(附則)

この規定は平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この規定は平成28年11月15日から施行する。

(附則)

この規定は平成30年12月1日から施行する。

(附則)

この規定は平成31年度4月1日から施行する。

(附則)

この規定は令和5年10月1日から施行する。

(附則)

この規定は令和8年8月1日から施行とする。